

「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について  
(議案第123号)

令和2年3月18日  
人 事 課

1 改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第4号。以下「改正法」という。）の施行により、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）に基づく緊急事態措置を実施するため他団体から本県に派遣された職員に対しては、本県が緊急事態派遣手当を支給することとしているが、改正法により新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等とみなされることとなったため、同感染症に対する措置の実施のため派遣された職員に対してもこの手当を支給することとする。

3 施行期日等

施行期日：公布の日

実施期間：施行日から令和3年1月31日（新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等とみなされる期限の日）まで